

CONTENTS

- 企業法務コラム あなたの「声」も収益を生む？
- 顧問チャット活用事例 外部の合同労組からの勧誘に関するご相談
- グレイス・ニュース 入所のご挨拶

TOPICS 企業法務コラム

あなたの「声」も収益を生む？

弁護士
柏木 孝介



声優や歌手の皆さんの「声」は人々の心を動かす大きな価値がありますが、これまで「声」そのものの権利は認められておりませんでした。しかしながら、近年の生成AIの普及に伴い、声の無断利用やフェイク音声の拡散等の問題が具体的に生じ得る世の中となり、「声」の権利性について考えるべき時代となりました。

そんな中、NTT西日本株式会社は、2025年10月27日から声の価値を高める音声AI事業「VOICENCE（ヴォイセンス）」を開始すると発表しました。同事業の特筆すべき点は、「ライツマネジメント機能」、「音声コンテンツ企画・制作機能」の2点です。「ライツマネジメント機能」については、声の真正性を技術的に確保することにより、話者本人による声の管理が可能な制度を構築（＝権利化）するものとして紹介されています。「音声コンテンツ企画・制作機能」については、例えば、話者本人の声色を保ったまま多

言語に変換して出力することが可能となると紹介されており、声の活用の機会が広がることが期待されます。

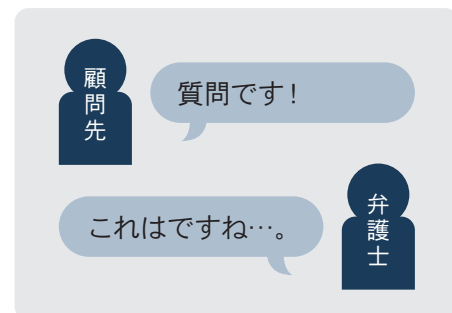
今後、VOICENCEは「声の権利」活用のプラットフォームとして、JASRACが楽曲管理のプラットフォームとして果たしてきた役割と類似の役割を担うことが予想されます。あくまで筆者の予想に過ぎませんが、VOICENCEの運用が定着していった先に、一般の個人の「声」であっても人気を集めることができれば、収益を生む未来がやってくる可能性があり、注目すべき取り組みといえるでしょう。

（参考）

NTT西日本株式会社、「NTT西日本が“声の権利”を守り、“声の価値”を高める音声AI事業「VOICENCE」を開始～“公認AI”により、AI音声の健全なビジネス活用を促進する仕組みを構築～」NTT西日本、2025-10-29、<https://www.ntt-west.co.jp/news/2510/251027b.html>（参照 2025-11-02）

オンライン相談 「顧問チャット」

弁護士法人グレイスでは、「Chatwork®」を導入し、顧問先の皆様と繋がっています。チャットなので時間を気にすることなく、いつでも相談事項を送信することができます。チャットルームには企業法務を担当する弁護士が入室しており、質問にお答えしています。



はじめての顧問チャット 開通までのかんたん3ステップ

STEP

1

アカウントの作成

右のQRコードからご自身のアカウントを作成してください。



https://www.chatwork.com/service/packages/chatwork/pre_register.php

STEP

2

グレイス事務局へ連絡

①登録メールアドレス、②チャットワークIDをグレイス事務局へメールでご連絡ください。※連絡先メールアドレス: kigyo@grace-law.jp

STEP

3

グループチャットルーム開設

グレイス事務局が顧問先様専用グループチャットルームを作成します。顧問先様からのチャットでのご質問に対応するほか、グレイスからのお知らせ等もご連絡いたします。



「顧問チャット」を現状で導入されていない顧問先様におかれましては、ぜひ導入をご検討ください。

「顧問チャット」は、顧問料をお支払いいただいているすべての顧問先様にご利用いただけるサービスです。

顧問チャット活用事例



いつでも気軽に弁護士に相談できる「顧問チャット」で
いただいた興味深い内容をご紹介します。

vol.
70

外部の合同労組からの勧誘に関するご相談



相談者
X社様

弊社は外食のチェーン店を展開しております。
先日、当社店舗に外部の合同労組の方が急にお越しになり、店舗に
いたスタッフに対して、労働組合に加入しないかとの勧誘がありまし
た。弊社は他にも店舗がありますが、今後、どのような方針で臨むべ
きでしょうか。

【外部者が組合勧誘目的で来店した場合の対応】

■責任者（店長等）が対応する。一般従業員は対応せず、速やかに責任者へ引き
継ぐ。

■丁寧かつ中立的に以下のようにお伝えしてください。

「ご来店ありがとうございます。こちらは営業中の店舗であり弊社の私有地ですの
で、店舗での勧誘活動はご遠慮いただいております。」

【NG 対応（不当労働行為とみなされるおそれがあります）】

- ・「うちの従業員は組合に入る必要はない」と発言すること
- ・「加入すると不利益になる」と発言すること
- ・勧誘を理由に「二度と来るな」と強く排除すること
- ・従業員に対し「組合に関わるな」と指示すること
- ・従業員の加入状況を詮索し、人事評価等に影響させること

【まとめ】

組合勧誘そのものを理由に排除してはいけません。あくまで
「営業秩序維持」を理由に、中立的・丁寧に対応してください。
長時間の居座りや営業妨害がある場合は、警察への相談も検
討してください。



回答した弁護士

弁護士
播摩 洋平

| 入所のご挨拶

弁護士
石井 洸希

11月から弁護士法人グレイスに入所させていただきました、弁護士の石井洸希です。私は、父が弁護士をしていたため、漠然とではありますが物心ついた時から将来は弁護士になろうと考えていました。当初は弁護士がこういった仕事をするのかも理解していませんでしたが、父がプライドをもって熱心に仕事に打ち込む姿を何度も目にしていたことが影響したのではないかと思います。

その後、夢をかなえ弁護士になったわけですが、以前に勤めていた事務所は小規模であったため、事務作業も自身で行わなければならないなど、弁護士としてご依頼者様に十分なリーガルサービスを提供できているか、もっとできることがあるのではないかと葛藤する日々が続き、今回、移籍を決意することとなりました。

弁護士法人グレイスでは、弁護士・事務方の役割分担がしっかりと定められているだけでなく、最新のツールを導入するなど、ご依頼者様により良いリーガルサービスを提供することができる環境が整っています。このような環境の下、これまで以上にご依頼者様のご希望に添えるよう弁護士として尽力していきたいと考えています。

顧問先の皆様に新たな顧問サービスをご提供します

役員の任期満了 お知らせサービス

無償

当事務所が貴社の役員の方々の任期を管理し、任期満了前に事前にお知らせするサービスです。

- ☑ 役員の任期満了時期が把握できていない
- ☑ 役員の再任登記を怠ったことがある
(注：100万円以下の罰金になることがあります)



※1 登記手続は含まれません。ただし有償でお引き受けすることはできます。

※2 当サービスをご利用いただく場合は、貴社の定款をご提供していただきます。

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

NEW

企業法務部専用ダイヤル
法律相談のご予約はこちら！



0120-77-9014

※これまでのフリーダイヤル 0120-100-129 にも繋がります。

受付時間：平日9:00～17:30

※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります



弁護士法人グレイス
mail: info2@grace-law.jp
https://gracelaw.jp/

〈東京事務所〉
〒105-0012 港区
芝大門 1-1-35・4階
Tel 03-6432-9783

〈神戸事務所〉
〒651-0088 神戸市
中央区小野柄通 5-1-27・2階
Tel 078-862-3764

〈福岡事務所〉
〒812-0011 福岡市
博多区博多駅前 4-2-1・7階
Tel 092-409-8603

〈熊本事務所〉
〒860-0806 熊本市
中央区花畑町 12-1・6階
Tel 096-245-7317

〈鹿児島事務所〉
〒890-0046 鹿児島市
西田 2-27-32・4・7階
Tel 099-822-0764

〈長崎事務所〉
〒850-0033 長崎市
万才町 7-1・8階
Tel 095-895-5557